

## 尼崎市乳児等通園支援事業に係る生活困窮家庭等負担軽減取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。以下「確認基準」という。)第12条第2項に規定される、特定乳児等通園支援事業者(以下「事業者」という。)が乳児等支援給付認定保護者(以下「保護者」という。)から支払を受ける額(以下「利用料」という。)について、保護者の経済的負担を軽減するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、確認基準、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準(令和8年子ども家庭庁告示第8号)及び子ども家庭庁が作成する「子ども誰でも通園制度の実施に関する手引」の例による。

### (負担軽減の対象となる者)

第3条 利用料の負担軽減の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する保護者のうち、第5条各項に定める適用を受けたもの(以下「対象保護者」という。)とする。

(1) 生活保護世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯をいう。ただし、保護者が被保護者である場合に限る。

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する世帯(前号に掲げる世帯を除く。)

ア 乳児等支援給付認定保護者及び当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定乳児等通園支援のあった月の属する年度(特定乳児等通園支援のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額(乳児等支援給付認定保護者又は当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、算定した額)が77,101円未満である世帯

イ 法第30条の4第3号に規定する市町村民税非課税世帯

(3) 特に支援が必要と認められる世帯(保護者又は支給対象子どもの心身の状況及び養育環境等を踏まえ、乳児等通園支援事業の利用及び利用料の負担軽減が適当であると市長が認める世帯をいう。前2号に掲げる世帯を除く。)

### (適用申請)

第4条 前条第1号又は第2号に該当する世帯の保護者で、利用料の負担軽減適用を受けようとするときは、尼崎市乳児等通園支援事業利用料負担軽減適用申請書(様式第1号)に関係資料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条第3号に該当する世帯の保護者で、利用料の負担軽減適用を受けようとするときは、尼崎市乳児等通園支援事業利用料負担軽減適用申請書(様式第2号)をこども家庭センター機能を有する南北こども家庭支援担当にて面談を受けた上で、市長に提出しなければならない。

(適用可否及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、利用料の負担軽減を適用するときは、尼崎市乳児等通園支援事業利用料負担軽減適用通知書(様式第3号)により対象保護者に通知するとともに、こども誰でも通園制度総合支援システム(以下「システム」という。)において、対象保護者の情報に反映するものとする。

2 市長は、前条第2項の申請を受けたときは、その内容を審査し、利用料の負担軽減を適用するときは、尼崎市乳児等通園支援事業利用料負担軽減適用通知書(様式第4号)により対象保護者に通知するとともに、システムにおいて、対象保護者の情報に反映するものとする。

3 市長は、前2項の審査の結果、負担軽減を適用しないと決定したときは、尼崎市乳児等通園支援事業利用料負担軽減不適用通知書(様式第5号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(適用期間)

第6条 利用料の負担軽減適用の期間は、負担軽減適用開始の日から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。ただし、次条各号のいずれかに該当し、利用料の負担軽減適用を取り消したときは、その日の前日までとする。

(1) 第3条第1号又は第3号に該当する世帯 負担軽減適用開始の日の属する年度の末日

(2) 第3条第2号に該当する世帯 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める日

ア 負担軽減適用開始の日が4月1日から8月31日までの間にある場合 当該日の属する年度の8月31日

イ 負担軽減適用開始の日が9月1日から翌年3月31日までの間にある場合 当該日の属する年度の翌年度の8月31日

(適用の取り消し)

第7条 市長は、対象保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料の負担軽減適用を取り消すことができる。

(1) この要領又は関係法令等に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により利用料の負担軽減適用を受けたとき

(3) 第3条第1号に該当する世帯で保護法第26条に基づき保護の停止又は廃止となったとき

(4) その他当該対象保護者に利用料の負担軽減適用が不相当であると市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定により適用を取り消したときは、尼崎市乳児等通園支援事業利用料負担軽減適用取消通知書(様式第6号)により、対象保護者に通知するものとする。

(調査)

第8条 市長は、利用料の負担軽減の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、対象保護者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、利用料の負担軽減の取扱いに関し必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。